

前田厚子議員

第1 標題「市民に広く手話言語を知ってもらうための対応について」

1 回目の質問

只今、議長より許可をいただきましたので、令和5年9月議会におきまして市政一般に関する質問をさせていただきます。

「公明党の前田あつこと申します。どうぞ 宜しくお願い致します。」

それでは、第1 標題「市民に広く手話言語を知ってもらうための対応について」お聞きします。

1 点目、現在、市では、新生児に対し聴覚の検査を助成してくださっていますが、その後、成長の過程で子どもさんの聴覚障がいの疑いがある時は、お子さんの保護者が、いつでも相談できる専門の相談窓口は、設置されていますか。

2 点目、本市では、手話を学ぶ手話教室又は、気軽に参加出来るサークル等は、ありますか。聴覚障がいの親を持ち、自身は耳が聞こえる子どものことをコーダと言い、手話や口話や身振り、筆談などを複数組み合わせさせて親との意思疎通をしてくださっています。ヤングケアラーの調査のなかで、このような中高生が何人かいることが、分かりました。このような方がいることも含め、市民を対象にした、手話教室の必要性を感じています。

聞くとところによると、本市のろう者の方は他市町村まで行かれ、手話教室のお手伝いをしてくださっていると聞いています。本市のろう者の方や手話通訳士の方に協力していただき、開催して頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

3 点目、以前に作成して頂いた、コミュニケーションボードですが、災害時などの混乱した時に必要な支援を設ける為の物です。

コミュニケーションを取ることが難しい方々に配慮し、災害時等意思を表示できるよう、意思確認や要望の内容をカードにし、それを指さすことによってボランテアなどが意志の確認ができるボードの事です。これは、文字を書いたり消したりできます。このボードを日頃から使い、また、訓練の時も使用して、いざという時に活かされるようにする必要があると思います。それは、命を守るのに大きな役目を果たすボードになるからです。

先日、障がい者の防災の会合に出させて頂いた時に、もっと実用性のあるものにしていただけないかという要望がありました。確かに、いざという時に当事者が使いこ

なせなければ意味がありません。そして、ご自分のコミュニケーションボードをいつも身近に備えて、いつでも使えるように訓練しておく事が大事だと思います。

その為にも、今一度、当事者を交えて一緒に見直して頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

4点目、最後に「手話言語条例」の制定についてお聞きします。

平成26年に手話言語の町として、町全体で手話を学び広げている市川三郷町で、先進的に取り組まれている鳥取県の障がい福祉課長による講演が開催されました。そこで、条例の制定や県としての取り組みを学ばせて頂きました。本市からも当事者の皆さまが見えて共に学ぶことができました。

そのような背景のなかで、その後、早速、本市としても市の聴覚障がい者協会の方が、平成26年9月議会で意見書を求める請願書を市に提出しました。その時、私も請願の紹介議員としてお話をさせていただきました。全議員の賛成で意見書は採択されました。内容は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定することです。やはり具体的にどのような活動をするのか明確にしていかないと意見書が採択されただけで中身の無いものになります。

そこで、今回は、山梨県議会で、令和5年3月24日に「山梨県手話言語条例」が施行されたのをきっかけに、本市としての「手話言語条例」を制定して、様々な課題に取り組むべきと考えますが、市長の考えをお聞かせいただきたいとお思い提案致します。

県内で条例が制定されている市町村は、市川三郷町と上野原市のみです。また、山梨県では、今年の3月に制定されたばかりですが、早速、全国初の条例として「手話言語の日」を「9月23日」と制定されました。更には、ふさわしい事業を実施する為に、所要の経費を6月補正予算に計上され、今後においては、学校の授業などで手話言語への関心を持てるような取り組みの実施について、市町村の教育委員会等へも働きかけてくるようです。

本市としても、条例を制定する最も機が熟した時ではないでしょうか。

このような事を更に進めつつ、ろう者が生活しやすい環境を整えていくことが必要と考えます。

そこでお聞きします。本市の「手話言語条例」の取り組みについての考え方についてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

前田厚子議員の市民に広く手話言語を知ってもらうための対応についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目から3点目までの御質問につきましては、後ほど、市民生活部長をして答弁いたさせます。

次に、4点目の手話言語条例の制定についてであります。本市は、手話言語についての理解を深めるため、全国手話言語市区長会の会員となっており、様々な情報収集に努めております。また、地域活動支援事業における意思疎通支援として、聴覚障がいの方の通院時等に手話通訳者の派遣を実施するなど、聴覚障がいの方がコミュニケーションを取れる環境づくりに努めております。

手話を言語として位置付け、障がいの特性に応じた意思疎通を行う権利を尊重し、障がいのある人もない人も、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を目指すことが手話言語条例の趣旨だと認識しております。したがって、手話言語条例の制定につきましては、意思疎通支援における施策を推進する上で必要であることから、制定に向けた検討を行ってまいります。

以上、私からの答弁といたします。

1 回目の市民生活部長答弁

前田厚子議員の市民に広く手話言語を知ってもらうための対応についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の子どもの聴覚障がい疑われる場合の相談窓口についてですが、本市では、新生児が出生後に医療機関で聴覚検査を行う場合に、その検査費用について3,000円を限度に助成しており、聴覚障がいの早期発見、早期支援につなげております。この検査の結果、聴覚障がい疑われる場合には、医療機関等でのフォロー体制がとられることになっております。

また、こうした取組と併せて、子育て支援課においては、新生児、乳幼児、未就学児及びその保護者を対象に、生後4か月を迎えるまでの乳児家庭への全戸訪問、各地区の担当保健師による家庭訪問や電話相談、集団検診時における問診・面談など、様々な場面で保護者の皆様からの相談を受ける体制を整えており、精密検査や支援が必要と認められた場合には、福祉課や県立ろう学校、医療機関等の窓口を御案内しているところであります。

このように、聴覚障がい疑われる子どものケースに限らず、子育て世帯の保護者の皆様が生活を送る上で、子どもの成育状況、子育てへの不安、御自身の抱える心配事など、子育て世帯のあらゆる相談に対して、まずは、子育て支援課の職員が、保護者の方々に寄り添った対応ができる体制を整えております。

次に、2点目の手話教室、手話サークルについてであります。富士吉田市社会福祉協議会へ委託している障がい者の社会参加促進事業の一環として、手話奉仕員の養成講座を行っており、ろう者の方を講師に、手話の技術を習得するとともに、ボランティアの養成を行っております。また、市内には現在3つの手話サークルがあり、手話に親しみながら学ぶ活動が定期的に行われており、手話を学びたいという方はどなたでも参加可能であります。

次に、3点目のコミュニケーション支援ボードについてであります。災害が起こったときに避難所で意思確認等が行えるように、避難所版として令和元年度に作成いたしました。作成から4年が経過していることから使用方法を検証するため、当事者の意見を聞きながら、支援ボードを通じての質問や確認事項について、より有効に利用できるように見直しを行ってまいります。

以上、答弁といたします。

第2 標題 「地方自治体の奨学金返還支援制度全額肩代わりの推進について」

1 回目の質問

第2 標題 「地方自治体の奨学金返還支援制度全額肩代わりの推進について」お聞きします。

本市におきましては、市長のマニフェストにもある県内最大のUターン促進奨学金返還支援制度が、6月議会におきまして 雇用促進事業として予算が計上されており、早速、導入されています。今までも、奨学金の返還支援制度は、学びたい人が、経済

的理由等により、進学を諦めることのない社会を目指して「奨学金制度」の対象者の拡大や返済不要の「給付型奨学金」の実現に取り組まれてきたものです。

しかし、格差を埋める為の奨学金がかえって格差を広げているという当事者からの声が多く、また社会にでても十分な収入が得られなかったり、病気や事故など予期せぬ事態に見舞われたりして、順調に返せる保証がないと悩んでいる方も多く、国としても、奨学金返還に苦しんでいる若者の支援体制の拡大に力をいれているようです。

奨学金返還支援制度とは、自治体や企業が奨学金返還を支援するもので、令和4年6月1日現在では、36都道府県、615市町村が奨学金支援に取り組んでいます。奨学金の現状はといいますと、大学生の2人に1人、年間128万人が、利用しています。しかし、その年間返還額はというと、平均で約20万円といわれています。

借りたものは、返さなければなりません。しかし、先にも述べたように、卒業したからと言って、直ぐに、その環境が整うわけではありません。結果、月々の返済が重く、多くの若者は、悩み苦しんでいると言うのが、現状ではないでしょうか。

そこでお聞きします。

1点目、本市では、雇用促進事業として、この奨学金返還支援制度を実施していますが、本市の決められた企業等に就職し、奨学金を返還している方のみが、この支援の対象者になっていると認識していますが宜しいでしょうか。

また、現在、該当する企業が、どこなのか分かるように、なっていますか。よろしければ、会社名をあげて頂けないでしょうか。

そして、本市と企業の補助金の割合は、どのようになっていますか。このような状況で、現在何人ぐらいの方が、申請したり、制度を利用していますか。

実は、地方自治体でも1700以上ある中でまだ615の自治体が国の奨学金返還支援制度を利用しているだけという事で、国としてもさらなる推進を目指しているようです。であるならば、本市においても、雇用促進事業にこだわることなく、国の制度を調べて、国負担が、50%になったことも確認して、導入へと働きかけていただきたいと思います。そこには、導入する際は、予算の確保をするうえで、全ての自治体で利用が可能であるとのことです。市長のお考えはいかがですか。

2点目、現在の本市の支援制度の要件は、どのようになっていますか。

やはり、こうした制度を使って頂き、Uターンだけでなく、Iターンの道を切り開き、地元への居住者を増やす要件を考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

1回目の市長答弁

地方自治体の奨学金返還支援制度全額肩代わりの推進についての御質問にお答えいたします。

まず、奨学金返還支援制度の対象となる企業等、本市と企業との補助金の割合及び本市支援制度の利用者についての御質問につきましては、経済環境部長をして答弁いたさせます。

次に、国の奨学金返還支援制度の利用についてであります。自治体が行う奨学金返還支援制度に対し、特別交付税措置が受けられることは承知しておりますので、今後も国等の動向を注視し、財政支援を活用してまいります。

次の、本市支援制度の要件についての御質問につきましても、経済環境部長をして答弁いたさせます。

以上、私からの答弁といたします。

1回目の経済環境部長答弁

地方自治体の奨学金返還支援制度全額肩代わりの推進についての御質問にお答えいたします。

まず、富士吉田市奨学金返還支援事業補助金は、本市の産業を支える企業等の人材確保を図り、その人材が本市へ定着することを目的に、市内の企業等に就職した方の奨学金について、県内最大の支援制度として、本年度に本市が独自で新設したものであります。さて、前田議員御質問の奨学金返還支援制度の対象となる企業等についてであります。限られた企業等のみではなく、本市に本店、主たる事務所を有する法人や個人事業主のほとんどを対象としております。

次に、本市と企業の補助金の割合についてであります。この制度では市及び企業等が一体となって奨学金の返還を支援することとしており、補助金を申請した方が勤

務している企業等に対して、市が補助する金額の2分の1を上限に協力をお願いし、支援をするものであります。

次に、この制度の現在の利用者についてであります。本年度新たに制度を設けたものでありまして、事業の実施に当たっては、年度内における奨学金の返還内容を確認する必要があるため年度末に申請を行っていただくことから、現時点での利用者はございません。

次に、本市の支援制度の要件についてであります。対象者は、大学等を卒業し、申請年度の4月1日時点で30歳未満であって、市内の民間企業等に正規雇用され、市の住民基本台帳に記録されており、市内に定着する意思がある等の要件を満たす方です。この要件を満たす方の奨学金の返還に対して月額3万円を上限とし、最長で5年間、奨学金の返還を支援するものであり、Uターンの方だけではなく、本市以外で生まれ育ち、本市の企業等に就職するIターンの方も対象としております。

今後におきましても、働きながら奨学金を返還している若者に対する支援を推進し、市内企業の人材確保、この地域への定着に向け、尽力してまいります。

以上、答弁といたします。

第3 標題「本市における特定空家等の対策について」

1 回目の質問

第3 標題「本市における特定空家等の対策について」お聞きします。

ここ数年、空き家になって、その後の対応に困っている人がおり、その空き家における雑草の繁茂や廃棄物の堆積等がもたらす景観の悪化、治安の悪化等周辺環境へのトラブル等で困っている人などの迷惑を被っている人の相談が大変に多くなってきました。

国としても、こうした空き家問題の解決に向けた取り組みが進められ、平成27年5月には、「空家対策特別措置法」に基づき、空き家の適正な管理を進める為の計画が策定されました。

それを受け本市においても、「空家等対策計画」が策定されました。その計画策定の背景は、まさに適切に管理されずに、倒壊・損壊等の防災上の問題や異臭を放つ等の衛生上の問題、または、景観上の問題等住民生活に重大な影響を及ぼすほどの問題となっている空き家があるからです。

ひとくちで、「空き家」と言っても、倒壊の危険や衛生上の有害、著しく景観を損なうと認められる状態のものを「特定空家等」と言い、ここで問題になっているのが、この「特定空家等」のことです。

今回私は、この「特定空家等」の対策について質問させていただきます。

1点目、現在、本市では、「特定空家等」に該当する戸数は、どのくらいありますか。また、近隣に住む方が危険度を感じる家屋は、およそ全体の何割ぐらいだと把握されているのでしょうか。

2点目、「特定空家等」に指定されている事は、所有者はご存知ですか。また、最近では、高齢者が単身で住んでいた空き家が放置されていて、所有者不明になっているケースも多いと聞いていますが、本市の状況はいかがでしょうか。

3点目、私たちが知らなくてはいけない、本市の「空き家に関するガイドライン」からお聞きします。まず、「特定空家等」を放置するとどうなりますか。

「特定空家等」に関しては、もし、事故等があった時は、空き家の所有者は、民法第717条による損害賠償責任を負う可能性があるという事です。

市のガイドラインに載っているのは、例えば、建物だけでなく、死亡事故まで発生したら、約5千600万円であったり、2億1千万の損害額が発生するかもしれないと掲載されていますが、こうしたことを未然に防ぐ為に今、市が行っている事は、どのような事でしょうか。

様々な補助金の制度もお聞きしますが、その周知の方法もお聞かせください。

4点目、所有者が「特定空家等」を解体しないメリットは、有りますか。

例えば、土地の税金が、建物がある時よりも、更地になった方が、6倍ほど高くなると、よく聞きますが、これは、間違いないでしょうか。

5点目、平成29年3月に「富士吉田市特定空家等判定等審議会条例」が制定され、審議会が設置されましたが、令和5年までに何回審議会は開かれましたか。そこでは、およそどのような内容が審議されたのでしょうか。お聞かせ頂けますか。

以上で1回目の質問を終わります。

1回目の市長答弁

本市における特定空家等の対策についての御質問にお答えいたします。

まず、本市の特定空家等の現状についてであります。富士吉田市特定空家等判定等審議会は、特定空家等に該当するかの判断や措置に関して審議を行い、令和元年度から本年度までに計4回開催され、本年9月現在までに、17件が特定空家等として認定されております。

特定空家等に認定された旨の通知を所有者に送付するとともに助言・指導を行い、併せて、特定空家等の除却費用に対する補助制度を、この通知の際に紹介し、現時点までにこの補助制度を活用いただき、10件が除却されております。

また、保安上・衛生上・景観上の問題が、著しいとまでは判定されない空家等につきましても、これまでに317件把握しており、特定空家等となることを未然に防ぐため、所有者にアンケート調査や助言・指導を行っております。

この助言や指導が大変重要であり、その結果、317件の空家等のうち、除却に至った空家等は115件、利活用につながった空家等は79件と、解消率は61パーセントに上り、県内27市町村が把握している空家等のなかで、県内第一位の解消率を誇る成果を挙げております。

しかしながら、特定空家等に認定された所有者のなかには、助言・指導をしたにも関わらず改善していただけない場合もあり、その場合には、期限を定めて改善を求める勧告を行いますが、この勧告を受けると家屋が存在する土地の、固定資産税の住宅用地に対する特例が適用されなくなります。

いずれにいたしましても、空家等を解体せず放置することは、建物や草木を継続して管理する手間や費用が掛かり、隣地等への人的・物的損害を与える可能性があるなど、所有者には大きなデメリットのみがあることから、今後におきましても、富士吉田市空家等対策計画に基づき、適切に対応してまいります。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

第3標題「本市における特定空家等の対策について」2回目の質問します。

市内にある空き家の中には、放置したままで近隣に、迷惑を掛けている特定空家がたくさんあると思います。

特定空家等に認定した旨の通知を所有者に送付して助言・指導をするのと併せて、特定空家等の除去費用に対する補助制度があり、通知の際に紹介し、この補助制度を活用されているとのことですが、この補助制度の内容を教えてくださいか。

また、市からの通告を無視した場合、家屋が存在する土地の固定資産税の住宅用地に対する特例が適用されなくなるとありますが、この特例とは、具体的にどのような事でしょうか。

また、空き家を放置して特定空家等にならない為に、茨城県の坂東市は、ふるさと納税の返礼品として、市内に空き家を所有する市外在住者を対象に「空き家管理（見守り）サービス」を開始したそうです。

1万円以上の寄付で年1回の見守りを依頼する事が出来、サービス内容は、建物や庭の状況確認や郵便物の整理、ガスや電気といった各種メーターの確認等です。

本市でも、空き家を放置せず、安心して暮らせるまちづくりのためにも、なにか対策を考えて頂けないでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の市長答弁

前田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、特定空家が市内にたくさんあるとの御発言であります。特定空家等とは、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等判定等審議会において認定された、著しく保安上・衛生上・景観上の問題のある空家等を言うのでありまして、本市におきましては、これまでに、17件を認定し、10件が除却されているところでございます。

さて、御質問の補助制度の内容についてであります。認定された特定空家等の所有者又は管理者に対し、100万円を上限として、特定空家等を除却した際に要した経費の2分の1を補助する制度となっております。

次に、家屋が存在する土地の固定資産税の住宅用地に対する特例についてであります。住宅用地は、その税負担の軽減を目的として、その面積によって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が設けられており、小規模住宅用地につきましては固定資産評価額の6分の1、一般住宅用地につきましては固定資産評価額の3分の1の額を課税標準額とするものです。

次に、ふるさと納税の返礼品として空家対策事業を導入している自治体があることは前田議員に言われるまでもなく承知しております。このふるさと納税を活用した空家対策事業を調査研究している一般社団法人の報告によりますと、ふるさと納税を活用した空家対策事業を導入したものの実績がない自治体が非常に多く、また、空家対策等の地域課題に対して、ふるさと納税を活用して取り組むことには疑問があることから、本市ふるさと納税の返礼品への導入は考えておりません。

いずれにいたしましても、市民が安心・安全な生活を送れるよう、引き続き空家等の対策について、適切に対応してまいります。

以上、答弁といたします。

3 回目の質問

第3 標題「本市における特定空家等の対策について」3 回目の質問します。

本市において、特定空家等判定等審議会での審議を重ね、特定空家等が認定されていますが、そこで認定されずに放置されている空き家の近隣に住む方々に対しては、結局、何もできないでいるのでしょうか。

私は、以前より市民の方からご相談を受けていた空き家を、今一度、何軒か見してきました。その中の1 軒の方は、市からの勧告があったので、持ち主の方が来て、とりあえず危険な木を切ってくださったと大変喜んでおられました。もし、あのままだったら、台風が続く中で、子どもと一緒に命を落とす危険もあったのではと話していました。

市職員の方が、一生懸命対応してくださった結果であり、大変感謝しています。しかし、空き家の解消率については、県内第1 位の解消率を上げているとのことですが、むしろ、出来ていない39%に、心を配り対策を練ることは、もっと大事な事ではないでしょうか。

現実に、同審議会での審査の対象にならない危険な所は、たくさんあります。そこにどう対応していくのかを一緒に考えて頂きたいと思います。

せめて、バリケードやロープ又は、危険を知らせる看板だけでも立てて頂きたいのですが、それもできないとのことでした。また、ふるさと納税での対応も考えていないとの答弁でしたが、市では、市民が安心・安全な生活を送れるよう空き家等の対策

について適切に対応してくださるとありましたが、具体的にどのようなことなら可能でしょうか。

お聞かせください。

以上で3回目の質問を終わります。

3回目の市長答弁

前田議員の3回目の御質問にお答えいたします。

特定空家等に認定されないまでも保安上・衛生上・景観上の問題がある空家等につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、特定空家等となることを未然に防ぐため、所有者にアンケート調査や助言・指導を行い、問題が解消された空家等が数多くあります。

いずれにいたしましても、問題が解消されない空家等につきましては、引き続き富士吉田市空家等対策計画に基づき、所有者に助言・指導を行うなど適切に対応してまいります。

以上、答弁といたします。

「締め言葉」

今回は、ろう者の方の声と若者の声を、そして生活していく上で頂いた困り事の3点を質問させていただきました。

これからも、皆さまの声をしっかり聴いて、政治に繋げていくのが、私の仕事であり使命だと思っています。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。